

## 自社における男女間賃金格差の背景事情

当法人の賃金規定（基本給及び各種手当）において性別による区別は一切ありません。病院・介護施設において異なる職種（国家資格）における賃金には差異があり、そこに属する年齢・性別の分布が異なり、法人全体としては男女間賃金格差が認められます。さらに20～30歳代の勤務継続期間が短く比較的低い賃金の職員は、圧倒的に女性職員が多く、50歳以上の勤務継続期間が長く役職がある職員は男性が多いことが一因であると推測します。また、子育てなど家庭の事情で時短勤務や夜勤ができないなどの理由で各種手当が減少している職員は、女性に多いことも男女賃金差の原因となっていると考えられます。今後も、分析を継続しより男女間賃金格差が少なくなるよう努めてまいります。